

基準 2 教育組織

(1) 観点ごとの分析

観点 2 - 1 - : 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校は、発展する高度な科学技術、創造性、国際感覚、豊かな人間性に対応できる実践的技術者に加えて、海運・造船業などの海事関連産業により繁栄している「しまなみ海道」地域でも専門的知識が発揮できる実践的技術者を養成するために、商船学科、電子機械工学科、情報工学科の3つの学科を置いている(資料 2 - 1 - - 1)。これらの学科で養成したい人材像は、教養教育で培われる能力を含め、総合的な判断力、創造力、船員教育を基盤にした海事総合科学技術者、ものづくりの実践的技術者、問題分析と解決能力を備えた情報システム技術者の項目で構成されており、その内容は本校の教育方針を反映したものである(資料 2 - 1 - - 2, 資料 2 - 1 - - 3)。

(分析結果とその根拠理由)

学科の構成及び内容が教育の目的と本校の教育方針に適合している。また、地域のニーズに応えることができる海事関連学科、ものづくりおよび情報システム技術を基盤にした工業系学科の2学科でバランスよく構成されている。

以上のことから、学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

資料 2 - 1 - - 1

第 7 条 学科，学級数及び入学定員は，次のとおりとする。

学	科	学 級 数	入 学 定 員
商船に関する学科	商 船 学 科	1	40 人
工業に関する学科	電子機械工学科	1	40 人
	情 報 工 学 科	1	40 人

出典：弓削商船高等専門学校学則

資料 2 - 1 - - 2

組織 Organization

組織図

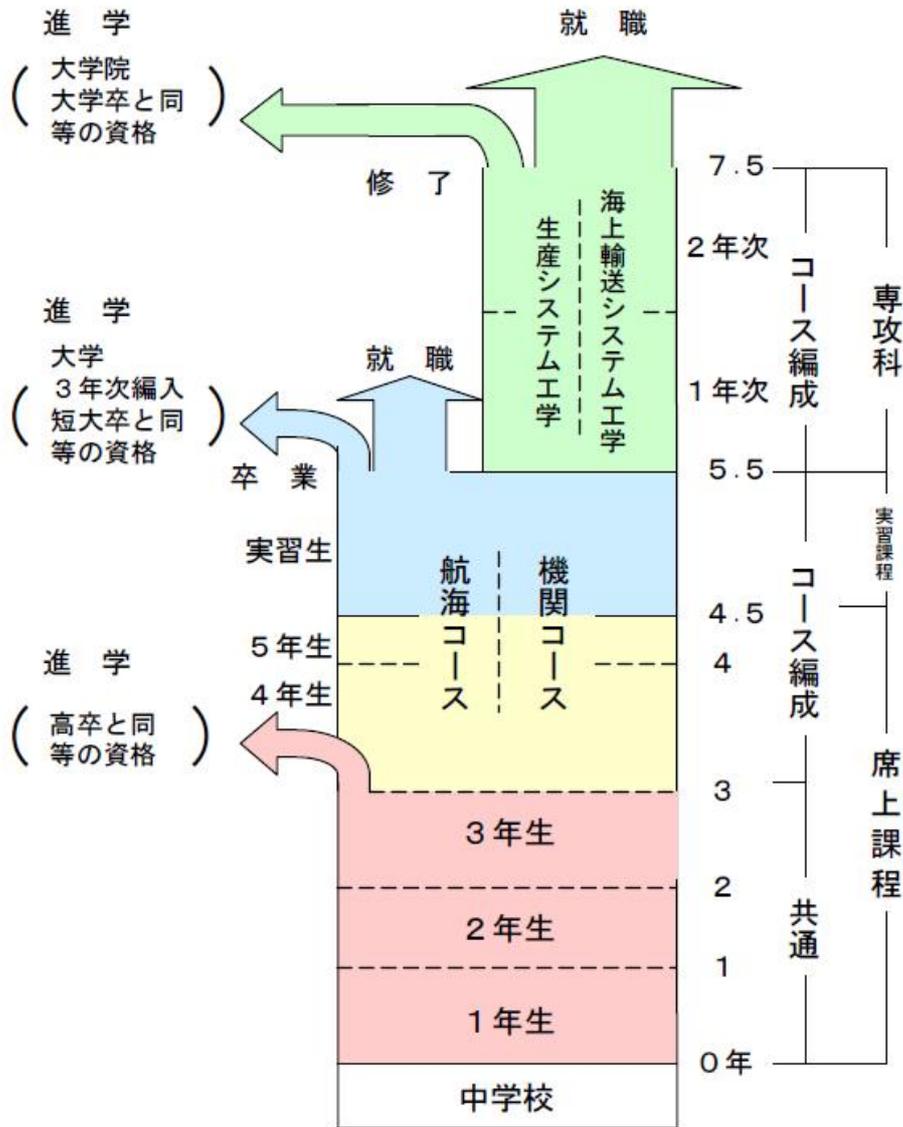
Organization Chart



出典：平成 18 年度学校要覧

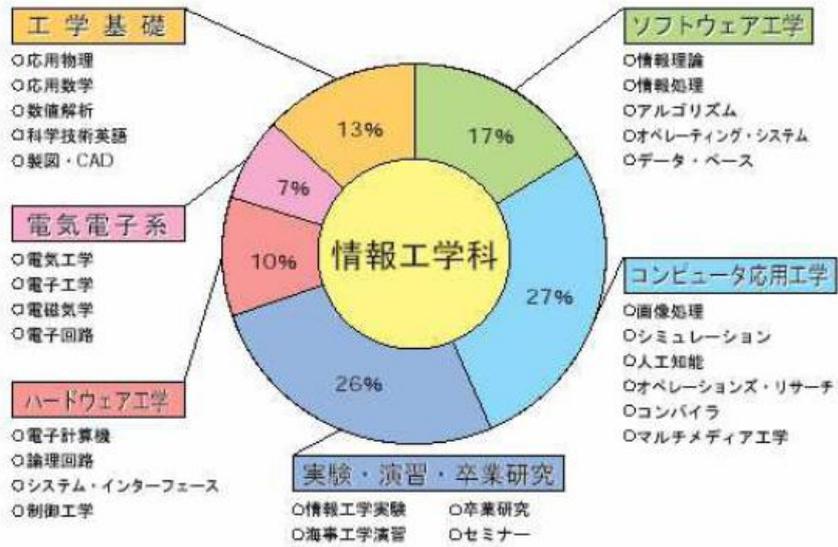
資料 2 - 1 - - 3

商船学科の教育課程と進路



出典：平成 18 年度学校案内

情報工学科の専門科目



出典：平成 18 年度学校案内

観点 2 - 1 - : 専攻科が設置されている場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校は、学校教育法 70 条の 6 に基づき、学則(資料 2 - 1 - - 1)で示すように、海上輸送システム工学専攻と生産システム工学専攻の 2 つの専攻を設置している。海上輸送システム工学専攻は、商船学科を基盤とし、それを発展させた高度な海技技術者と船舶管理技術者の育成を目指している。生産システム工学専攻は、電子機械工学科と情報工学科を基盤にした複合学科で、IT 化されたものづくりのトータル技術者の育成を目指している(資料 2 - 1 - - 2, 資料 2 - 1 - - 2)。

(分析結果とその根拠理由)

2 専攻とも基礎となる学科の上積み課程であることを踏まえて構築されており、教育の目的と本校の教育方針に適合している。以上のことから、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

資料 2 - 1 - - 1

第 43 条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

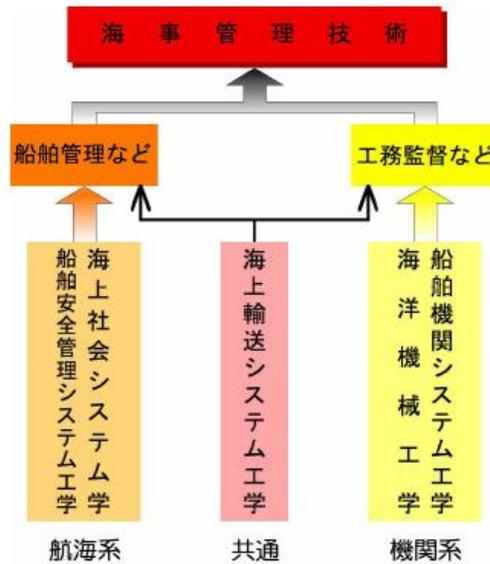
専 攻	入学定員
海上輸送システム工学専攻	4 人
生産システム工学専攻	8 人

出典：弓削商船高等専門学校学則

資料 2 - 1 - - 2

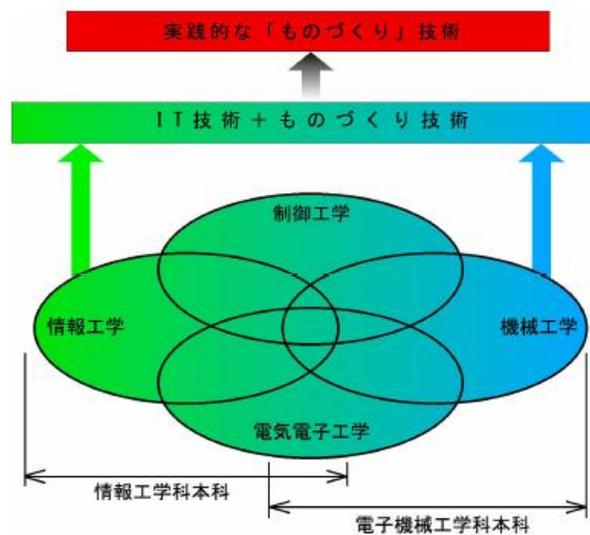
専攻科の概要

[海上輸送システム工学専攻]



グローバル化している海上輸送システムに対応できる技術者を目指します

[生産システム工学専攻]



情報技術とものづくり技術の融合を図ります

出典：庶務課

観点 2 - 1 - : 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校は全学生が共通で活用できる施設として、1) 校内練習船、2) 情報処理教育センター、3) 地域共同研究推進センター、4) 実習工場を設置している(資料 2 - 1 - - 1)。

校内練習船「弓削丸」及び実習船「はまかぜ」(校舎地区より西 1 km に位置する練習船係留場に係留)は、航海実習と海洋教育支援のための全学的な施設である。学生の航海実習、公開講座、洋上講座、四国地区 6 高専共同事業、体験航海等に幅広く活用している(資料 2 - 1 - - 2)。また、練習船係留場には、技術系職員 3 名が配置され教育と船舶の管理運営の支援を行っている。

情報処理教育センターは、学生の教育研究活動(資料 2 - 1 - - 3)、情報ネットワークの管理運営(資料 2 - 1 - - 4)、校内 LAN の構築と運用(資料 2 - 1 - - 5)、情報セキュリティー(資料 2 - 1 - - 6)などに関する業務を行っている。本センターは、センター長、センター主任、技術系職員 1 名が配置され、これに加えて学科等からの代表者若干名で構成されたセンター委員会にて運営されている。

地域共同研究推進センターは、平成 14 年度に本校の持つ専門知識と施設を地域で活用してもらうことを目的にして設置された。本センターでは、しまなみ海道沿線の関係諸機関に利用してもらうために刊行物(資料 2 - 1 - - 7)を作成・配布し、共同研究、技術支援等を実施している(資料 2 - 1 - - 8)。なお、平成 18 年度には技術振興会の発足を予定している(資料 2 - 1 - - 9)。

実習工場は、実験実習、卒業研究および理工系イベント教育などのための全学的な施設である。実習工場には、各種工作機械、商船学科実験設備、ロボコン制作室などが設置され、係る設備の運用には、担当教員に加えて技術系職員 6 名が配置され、教育支援を充実させている(資料 2 - 1 - - 10)。

(分析結果とその根拠理由)

上記の施設は、授業(講義、実習、演習、卒業研究)で使用されるばかりでなく、地域との連携、共同研究などにも活用され、本校の教育を遂行するために不可欠の施設となっている。

以上のことから、本校に設置されているセンター等は、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているといえる。

資料 2 - 1 - - 1

○弓削商船高等専門学校練習船運航委員会規則

制 定 昭和45年11月 1 日

最終改正 平成17年 2 月21日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、弓削商船高等専門学校内部組織規則第15条第 2 項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校練習船運航委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 練習船の年間運航計画に関する事項
- (2) 練習船の臨時運航計画に関する事項
- (3) 練習船の維持保全に関する事項
- (4) 練習船の予算に関する事項
- (5) その他、練習船の運航に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 各学科長及び総合教育科長
- (3) 弓削丸船長及び機関長
- (4) 地域共同研究推進センター長
- (5) 各課長

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 号及び第 2 号の委員のうち、校長が指名する商船学科所属の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規程は、昭和45年11月 1 日から施行する。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

○弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則

制 定 平成 6 年 2 月 4 日

最終改正 平成 17 年 2 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校情報処理教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 センターは、本校の共同利用施設として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員及び学生の教育研究活動に関する事項
- (2) 電子計算機システム及び情報ネットワークの管理運営に関する事項
- (3) 校内 LAN の構築及び運用に関する事項
- (4) センターを利用した社会人教育に関する事項
- (5) 情報セキュリティポリシー策定及び情報セキュリティ対策に関する事項
- (6) その他センター長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
 - (2) センター主任 1 名
 - (3) その他必要な職員（以下「その他の職員」という。）
- 2 センター長は、本校の教授又は助教授の中から校長が任命する。
- 3 センター主任は、本校の教授又は助教授の中からセンター長の推薦により、校長が任命する。
- 4 センター長及びセンター主任の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長は、センターの管理運営に関し総括する。
- 6 センター主任は、センター長を補佐する。
- 7 その他の職員は、センター長の命を受けセンターの業務に従事する。

(委員会)

第 4 条 センターの運営に関し、第 2 条に掲げる事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

○弓削商船高等専門学校地域共同研究推進
センター運営委員会規則

制 定 平成14年10月18日

最終改正 平成17年 2月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校地域共同研究推進センター規則第6条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校地域共同研究推進センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの事業計画に関する事項
- (3) 研究組織に関する事項
- (4) 研究テーマに関する事項
- (5) その他センターの運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) センター主任
- (3) 各学科長、総合教育科長及び専攻科長
- (4) 事務部長
- (5) 各学科及び総合教育科から選出された教員各1名

2 前項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 2 - 1 - - 2

運航月日	平成 17年 8月 24日 (水) ~ 月 日 ()						
運航名目	四国地区高専との連携・交流事業に伴う「特別講義」			運航類系	1	運航日数	1
航海時間	3-00	航海距離	33	燃料消費	564	運航代表者 友田	
対象者及び員数	学生32名、スタッフ1名、乗組員9名						
運 航 ス ケ ジ ュ ー ル							
8月24日	13:35	弓削発 弓削島周辺海域でマイルポスト計測実験					
	16:35	弓削着					
運航の内容 (実習・実験・研修・行事等) の概要							
講座の目的	<p>四国地区高専間の連携・交流を推進するため、本校練習船を活用し、科学技術・共同生活及び海の世界等について特別講義を行い、広い視野を持った技術者の養成又、即戦力を備えた技術者の育成を目的とする。</p> <p>練習船弓削丸での「特別講義」 「海の世界とエネルギーに関連して」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船内施設説明・船内見学 ・ 操船と舵 ・ 船用機関システムについての演習を実施 <p>マイルポスト間を航走し、実験データを採取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロペラピッチ角度を変化させることによる、船速、燃料消費、排気温度等の変化 ・ 操舵技量の良否による上記データの変化 ・ 採取データの解析 						
運 航 に 関 す る ま と め							
<p>自船の波により船酔いを起こす学生もいたが、珍しい環境での演習、テーマに、興味を持って臨んでいた。今後、環境問題にも前向きに対処できるものと思われる。</p>							
備 考							
<p>乗組員：豊田、松永、永本、渡部、金子、山下、辻、中根、中瀬 教職員：村上</p>							

出典：弓削丸年報（平成17年度）

資料 2 - 1 - - 4

○弓削商船高等専門学校情報ネットワーク管理専門部会規則

制 定 平成 8 年 2 月 1 日

最終改正 平成 17 年 2 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則第 5 条第 2 項に基づき、弓削商船高等専門学校情報ネットワーク管理専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 専門部会は、情報ネットワーク等に関し、次の各号に掲げる専門的事項について審議する。

- (1) 情報ネットワークの維持及び運用に関する事項
- (2) 外部情報ネットワークとの連絡調整に関する事項
- (3) その他情報ネットワークの利用に関する事項
- (4) 情報セキュリティポリシー策定及び改定に関する事項
- (5) その他センター長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 情報処理教育センター主任
- (2) 各学科及び総合教育科から選出された教員各 1 名
- (3) 練習船、学生寮、図書館のネットワークを担当する教員各 1 名
- (4) 事務部の職員のうち事務部長が指名した者
- (5) その他センター長が特に必要と認めた者

2 前項第 2 号から第 5 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 専門部会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門部会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 専門部会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 2 - 1 - - 6

○弓削商船高等専門学校情報セキュリティ委員会規則

制 定 平成14年10月18日

最終改正 平成17年3月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校情報セキュリティ規則第7条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシーに関する重要な事項
- (2) 情報セキュリティ対策に関する重要な事項
- (3) その他情報セキュリティに関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各主事
- (3) 各学科長、総合教育科長及び専攻科長
- (4) 図書館長
- (5) 情報処理教育センター長及び地域共同研究推進センター長
- (6) 弓削丸船長
- (7) 事務部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、各課長をもって充てる。

(庶務)

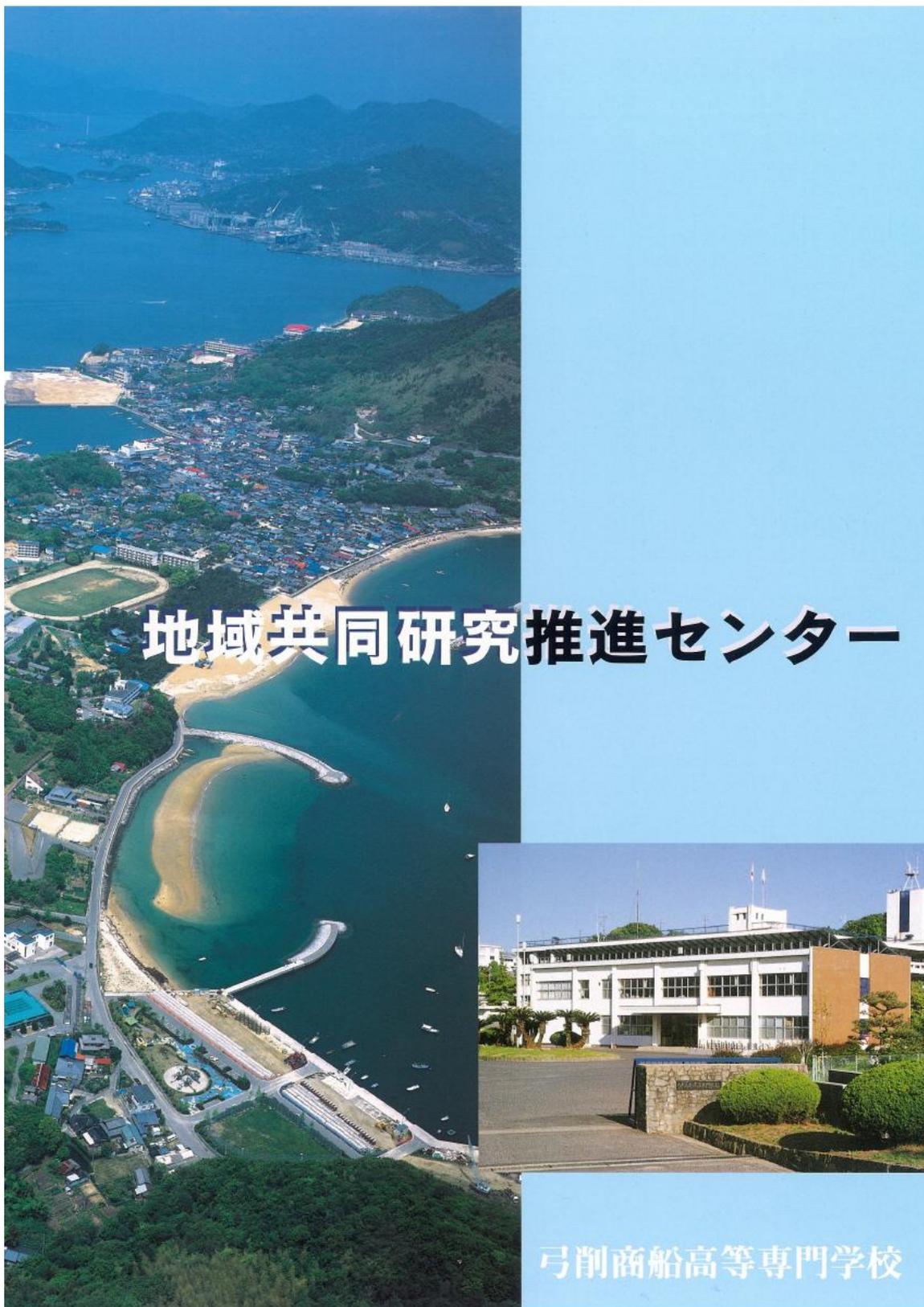
第7条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 2 - 1 - - 7



出典：地域共同研究推進センターパンフレット

弓削商船高等専門学校

パネルフォーラム



地域共同研究推進センター

平成17年11月12日, 13日

白雲館

出典：パネルフォーラムパンフレット

資料 2 - 1 - - 8

2. 受託・共同研究等

2-1. 共同研究

研究者氏名	共同研究機関名	期間
高尾健一	高知工科大学	平成13年度
研究題目 AZ92Aマグネシウム合金の疲労き裂発生挙動と切欠き感度		
発表論文 楠川量啓、高尾健一：AZ92Aマグネシウム合金の疲労き裂発生挙動と切欠き感度。日本機械学会論文集 68A 671 1092-1097 (2002)		

研究者氏名	共同研究機関名	期間
高尾健一	高知工科大学	平成13年度
研究題目 圧電セラミックス(PZT)の静疲労き裂伝ば挙動に及ぼす電界負荷の影響		
発表論文 Kazuhiro KUSUKAWA and Ken-ichi TAKAO. "Crack Initiation Behavior of PZT Ceramics under Cyclic Deformation due to Electric Field". Proceedings of International Conference on Fracture and Damage of Advanced Materials-FDAM2004.209-215(2004)		

研究者氏名	共同研究機関名	期間
中哲夫	ひろしま産業振興機構	平成14年～15年
研究題目 難成形材加工		
発表論文 (1) 中哲夫他：自動車軽量化を目的とした難成形材加工の半凝固・塑性加工法の開発とその最適プロセス設計の研究。(財)ひろしま産業振興機構。平成15年3月 (2) 中哲夫他：自動車軽量化を目的とした難成形材加工の半凝固・塑性加工法の開発とその最適プロセス設計の研究。(財)ひろしま産業振興機構。平成16年3月		

研究者氏名	共同研究機関名	期間
中哲夫	広島大学大学院工学研究科	平成14年度
研究題目 局部加熱インクレメンタルフォーミングに関する研究		
発表論文 中哲夫他：局部加熱インクレメンタルフォーミングに関する研究：(財)中国技術振興センター、23～26。2003/7		

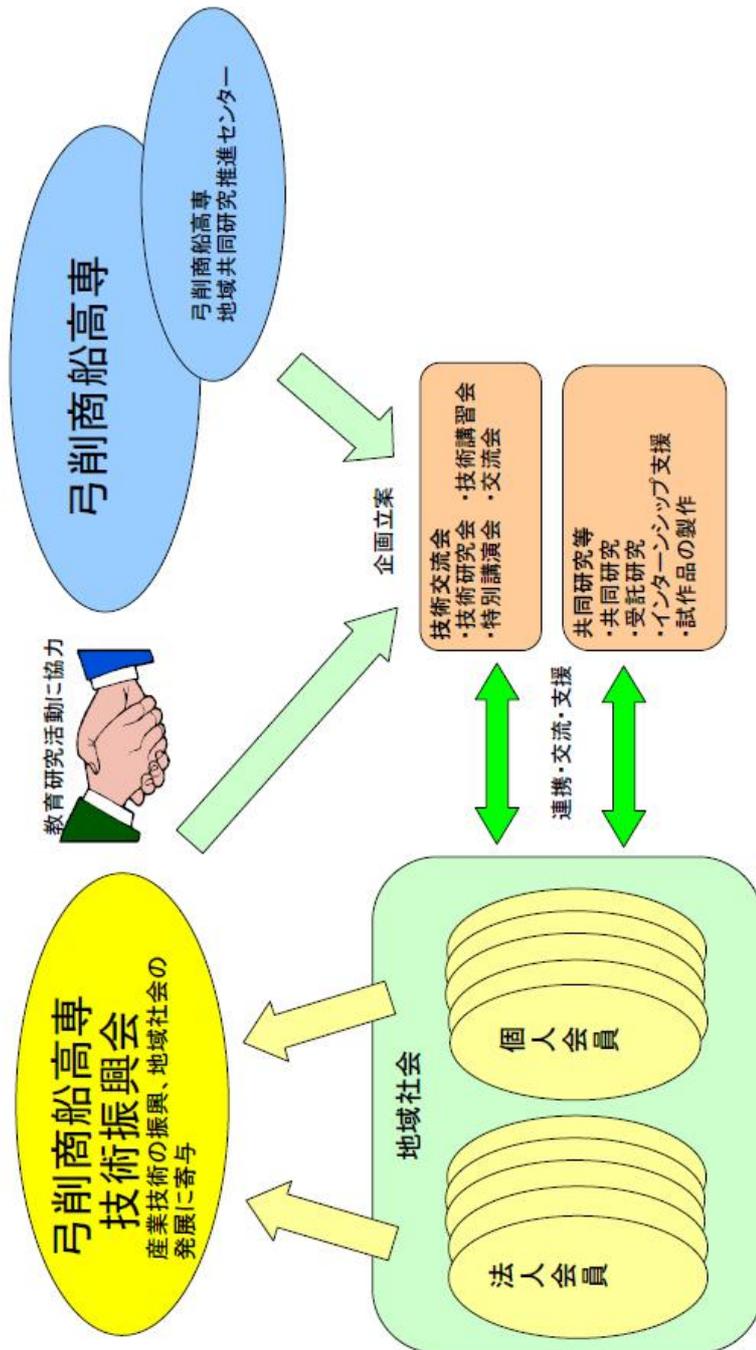
研究者氏名	共同研究の機関名	期間
大石健司	日立粉末冶金（株）	平成 16 年度
研究題目 焼結金属の被削性に関する研究		
研究結果 難削材の一種として知られている焼結金属の被削性改善の一方法として、樹脂含浸のこうかを確認し、合わせて、手軽が含浸塗料を用いてその改善効果を確認した。浸透シーラ剤を刷毛塗りする方法でも切削抵抗の低減が可能であり、刷毛塗り回数あるいは浸漬時間が多いと低減効果も大きいことがわかった。		

研究者氏名	共同研究の機関名	期間
大石健司	木村鑄造(株)	平成 16 年度
研究題目 発泡スチロールの切削加工の研究		
研究結果 消失鑄型模型として使用されている発泡スチロールは、軟質低強度であるため、削り出しが難しい。切削抵抗が加わるとカケやムシレを発生し、仕上げ面が劣化するためである。そこで、良好な仕上げ面を得るための工具形状を検討した。すくい角、傾斜角、および引き率をかえてせつさくし、必要条件を明らかにした。		

出典：パネルフォーラムパンフレット

資料 2 - 1 - - 9

弓削商船高専 技術振興会の概念図



出典：弓削商船高等専門学校技術振興会概念図

観点 2 - 2 - : 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議されるなどの必要な活動を行っているか。

(観点に係る状況)

教育課程全般にわたる重要な課題は、校長が委員長を務める運営委員会と自己点検・評価委員会で審議、または報告されている(資料 2 - 1 - - 2, 資料 2 - 2 - - 1, 資料 2 - 2 - - 2)。教育の細部については、教務委員会、厚生補導委員会、寮務委員会、専攻科委員会で審議しており、その結果は運営委員会及び校長に報告している(資料 2 - 2 - - 3)。また、これらの委員会の下にワーキンググループを必要に応じて設置し、委員会に機敏性を持たせている。教務委員会は教育課程の編成及び実務等に関する事項を審議(資料 2 - 2 - - 4)、厚生補導委員会と寮務委員会は学生の厚生補導及び寮生活の全体に関する事項を審議している(資料 2 - 2 - - 5, 資料 2 - 2 - - 6)。専攻科委員会は専攻科学生の教務、厚生補導、寮務に関する事項を審議している(資料 2 - 2 - - 7)。この他、教育内容検討委員会、教員組織検討委員会、成績評価協議会を中期計画に基づき設置して活用しつつある(資料 2 - 2 - - 8)。

(分析結果とその根拠理由)

教育に必要な事項は、教務委員会、厚生補導委員会、寮務委員会、専攻科委員会で審議し、審議結果は運営委員会で検討・報告がされ学内に周知している。また、逆に教育の将来展望などの大枠を運営委員会で検討し、教務委員会等の下部委員会でさらに細部を検討するなどして、係る事項に対して柔軟に対応している。

以上のことから、教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議されるなどの必要な活動を行っているといえる。

資料 2 - 2 - - 1

○弓削商船高等専門学校運営委員会規則

制 定 平成16年12月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校内部組織規則第13条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じて、次の各号に掲げる重要事項について審議する。

- (1) 学則その他諸規則の制定改廃に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 施設及び設備に関する事項
- (4) その他管理運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各主事
- (3) 各学科長、総合教育科長及び専攻科長
- (4) 図書館長
- (5) 情報処理教育センター長及び地域共同研究推進センター長
- (6) 各学科及び総合教育科から選出された教員各1名
- (7) 事務部長

2 前項第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事を置き、各課長をもって充てる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 2 - 2 - - 2

○弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会規則

制 定 平成 4 年 5 月 14 日

最終改正 平成 16 年 12 月 27 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、本校の教育水準の向上を図り、本校の目的及び社会的使命を達成することを目的とする。

- (1) 自己点検評価の実施方法等に関する事項
- (2) 自己点検評価の項目の設定に関する事項
- (3) 自己点検評価の結果の活用に関する事項
- (4) その他自己点検評価の実施に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 各主事
- (3) 各学科長、総合教育科長及び専攻科長
- (4) 図書館長
- (5) 情報処理教育センター長及び地域共同研究推進センター長
- (6) 各学科及び総合教育科から選出された教官各 1 名
- (7) 事務部長

2 前項第 6 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第 6 条 委員会に幹事を置き、各課長をもって充てる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 2 - 2 - - 3

第 10 回運営委員会議事概要

日 時 平成 18 年 1 月 18 日 (水) 16:23 ~ 17:35
 場 所 第 2 会議室
 出 席 者 14 名 (別紙のとおり)

(審議事項)

1. 規則の制定等について

- ① 「弓削商船高等専門学校放射線障害防止管理規則の一部改正 議題資料 1-1
- ② 「弓削商船高等専門学校に勤務する職員の勤務時間に関する規則」「弓削商船高等専門学校宿日直規程」「弓削商船高等専門学校宿日直勤務心得」「弓削商船高等専門学校事務連絡会内規」「弓削商船高等専門学校健康管理規則」「弓削商船高等専門学校事務系職員研修実施要項」を廃止する規則の制定

議題資料 1-2

庶務課長から、議題資料 1-1・1-2 に基づき、一部改正の主な改正点等について説明があり、規則の一部改正及び廃止規則の制定が了承された。

2. 兼業について (1 件)

議題資料 2 により、塚本秀史の兼業について庶務課長から説明し、了承された。

3. 平成 17 年度電子機械工学科・情報工学科卒業式について

庶務課長から、議題資料 3 に基づき、平成 17 年度電子機械工学科・情報工学科卒業式の式次第、進行次第等について要点の説明があり、原案どおり了承された。

(報告事項)

1. 上島町との懇談会について

校長から、平成 17 年 12 月 8 日に実施された上島町との懇談会について報告があった。報告資料 1 に基づき、協議事項、要望事項、報告事項について各担当者から詳しい説明がなされた。

2. 公開講座について

教務主事が欠席のため、事務部長から公開講座に関する報告があった。報告資料 2 の内容でパソコン教室が公開講座として開催される旨の報告があった。内容については上島町から要望がでていた内容で実施するとのことである。

3. 技術振興会発起人について

地域共同研究推進センター長から、第 7 回運営委員会で了承されていた技術振興会発足の件で発起人が決定したことについて報告資料 3 のとおり報告があった。発起人については予定していた発起人に一部変更があり、変更理由等について報告された。スケジュールについても多少遅れ気味であり、設立総会は平成 18 年 6 月から 7 月頃になる予定であるとの報告があった。

また、各教員に個人会員の発起人として参加協力することと、各教員が研究等で関係がある企業に入会をお願いしたいため、紹介してほしいとの協力要請があった。

- 1 -

出典:平成 17 年度第 10 回運営委員会議事概要

4. 学校看板の設置について

事務部長から、白雲館北側に学校名を設置したことの報告があった。台風のためグラウンド東側に設置していた看板が破損して以降、新たな設置場所を検討していたが今回広報委員会において白雲館の北側がベストではないかとの結論になり、設置に至ったことの経緯が報告された。

5. アスベスト状況の在校生保護者宛文書の送付について

会計課長から 1月10日付けで「本校におけるアスベストの調査結果について」の件名で保護者宛文書を郵送しており、保護者よりこの件で問い合わせはないとの報告があった。

6. 平成17年度の予算執行について

報告資料4に基づき会計課長から、1月10日現在の教育研究経費等の予算執行率が報告された。

また、旅費については1月19日までに、物品関係については2月10日までに使用する内容を会計課に知らせてほしいとの要請がなされた。使用する予定がない場合は残額として引き上げ学校全体で執行することになる旨の報告があった。

7. その他

推薦入試の志願者状況が学生課長から報告があった。商船学科23名、電子機械工学科24名、情報工学科33名であり、昨年との増減は商船学科△26名、電子機械工学科△6名、情報工学科1名であることが報告された。

商船学科棟の内部改修について会計課長から、業者が決定していないので日程が決まっていないが、決まり次第報告する旨の説明があった。

改修工事に際しての各委員からの粉塵対策等について要望があった。竣工した耐震工事において粉塵対策の不備が多少あり、竣工後に工事個所以外の部分について教員が清掃等の作業をしたとのことが報告された。会計課長より今後の内部改修工事の粉塵対策については対処できるところは検討する旨の返答があった。

出典:平成17年度第10回運営委員会議事概要

2 - 2 - - 4

○弓削商船高等専門学校教務委員会規則

制 定 昭和58年9月20日

最終改正 平成17年3月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育計画の立案に関する事項
- (2) 進級及び卒業等に関する事項
- (3) 進学に関する事項
- (4) その他教務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 各学科長及び総合教育科長
- (3) 教務主事補
- (4) 学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和58年9月20日より施行する。

2 この規則施行の際、現に従前の教務委員会委員長及び委員である者は、この規則により任命されたものとみなす。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

平成17年度第6回教務委員会議事概要

日 時 平成17年10月3日(月) 13:30～15:12

場 所 第2会議室

出席者 別紙のとおり

議 題

(審議事項)

1. 後期時間割について

- ・ 委員長から資料に基づき説明があり、承認された。また、本科の時間割について、今後は、スリム化する方向で検討していく旨の提案があった。

2. 前回の継続審議分について

- ・ 委員長から四国地区共通試験の参加について、校長は参加の意向であるとの報告があり、審議した結果全学科参加することで承認された。また、参加する試験教科については、総合教育科で検討することとなった。

3. その他

- ・ 委員長から J A B E E 対応のため、カリキュラムの改正、60点合格を今後検討していく必要がある旨の提案があった。

(報告事項)

- ・ 委員長から、来年度の年間授業計画を非常勤講師の雇用計画の兼ね合いもあるので、12月中に出して欲しい旨の依頼があった。

出典：平成17年度第6回教務委員会議事概要

資料 2 - 2 - - 5

○弓削商船高等専門学校厚生補導委員会規則

制 定 昭和58年 9月20日

最終改正 平成17年 2月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校厚生補導委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 生活指導に関する事項
- (2) 課外活動に関する事項
- (3) 補導及び懲戒に関する事項
- (4) 入学金、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する事項
- (5) その他福祉厚生に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各主事
- (2) 各主事補
- (3) 各学級担任
- (4) 学生課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学生主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和58年 9月20日から施行する。

2 この規則施行の際、現に従前の厚生補導委員会委員長及び委員である者は、この規則により任命されたものとみなす。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 2 - 2 - - 6

○弓削商船高等専門学校寮務委員会規則

制 定 昭和63年3月28日

最終改正 平成17年2月21日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則第6条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 寮生の生活指導に関する事項
- (2) 学寮内の規律保持に関する事項
- (3) 寮生の入寮及び退寮に関する事項
- (4) 寮生の離寮措置に関する事項
- (5) 学寮内諸行事の指導に関する事項
- (6) 学寮内の環境整備に関する事項
- (7) 寮生の健康及び安全管理に関する事項
- (8) その他寮生の指導に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 寮務主事及び学生主事
- (2) 寮務主事補及び学生主事補
- (3) 各学科及び総合教育科から選出された教員各1名
- (4) 学生課長

2 前項第3号の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、寮務主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 2 - 2 - - 7

○弓削商船高等専門学校専攻科委員会規則

制 定 平成16年12月20日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校内部組織規則第15条第2項の規定に基づき、弓削商船高等専門学校専攻科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び実施に関する事項
- (2) 教育計画及び授業時間の編成に関する事項
- (3) 入学者選抜に関する事項
- (4) 入学、退学、転学、休学、復学及び修了に関する事項
- (5) 試験及び学業成績に関する事項
- (6) 学生の進学及び就職に関する事項
- (7) 学生の厚生補導に関する事項
- (8) 専攻科における授業担当教員の資格に関する事項（人事委員会に係るものを除く。）
- (9) その他専攻科の運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻科長
- (2) 各主事
- (3) 専攻主任
- (4) 専攻科を担当する教員の中から校長が指名する者若干名
- (5) その他校長が必要と認めた者

2 前項第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

資料 2 - 2 - - 8

○弓削商船高等専門学校教育内容検討委員会規則

制 定 平成16年12月27日

(設置)

第1条 弓削商船高等専門学校に、教育内容・水準を達成するための具体的方策を検討するため、弓削商船高等専門学校教育内容検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育内容の向上に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学科の構成の在り方に関する事項
- (2) 学級の編成に関する事項
- (3) その他教育内容等の向上に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 各学科長及び総合教育科長
- (3) 各学科及び総合教育科から選出された学級担任代表者各1名

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年12月27日から施行する。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

○弓削商船高等専門学校成績評価協議会規則

制 定 平成16年12月27日

(設置)

第1条 弓削商船高等専門学校に、学生の成績評価の具体的な方策及び改善を行うため、弓削商船高等専門学校成績評価協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 協議会は、学生の成績評価に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 成績評価の方策に関する事項
- (2) 成績評価方法の検証と改善に関する事項
- (3) その他成績評価に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 総合教育科（理系、文系、実技系）から選出された教員3名
- (3) 各学科から選出された教員各2名

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、協議会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年12月27日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命される第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

○弓削商船高等専門学校教育研究組織検討委員会規則

制 定 平成16年12月27日

(設置)

第1条 弓削商船高等専門学校に、柔軟かつ機動的な教育研究の組織を検討するため、弓削商船高等専門学校教育研究組織検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育研究組織に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究組織の見直しに関する事項
- (2) 施設のセンター化に関する事項
- (3) その他教育研究組織に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 各学科長及び総合教育科長
- (3) 練習船弓削丸船長
- (4) 情報処理教育センター長
- (5) 地域共同研究推進センター長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年12月27日から施行する。

出典：弓削商船高等専門学校規則集

平成17年度第1回教育内容検討委員会議事概要

日 時 平成17年9月29日(木) 15:40～16:43

場 所 第2会議室

出席者 別紙のとおり

議 題

(審議事項)

- (1) 平成16年度「学生による授業評価アンケート」の取扱いについて
- ・ 委員長から、平成16年度学生による授業評価の今後の取扱いについては、教育内容検討委員会で検討するよう校長から指示があった旨、発言があった。
 - ・ 委員長から、平成16年度学生の授業評価(案)について、昨年度は科目を中心に、本年度は教員を主体に行った旨、報告があった。引き続き、原案精査について審議願いたい旨、発言があり、審議の結果、各委員が持ち帰り、意見等を10月5日(水)までに委員長に報告することとなった。なお、授業評価(案)の取扱いは十分注意願いたい旨、依頼があった。
 - ・ 委員長から、他高専の公表方法が次のとおり述べられた。
 - ・ 都城高専：各高専に配布
 - ・ 高松高専：学内だけであるが全てオープン
 - ・ 本校：昨年は教員に名前をふせたものを配布
 - ・ 成績の悪い教員には授業プランの提出を求めている。
 - 以上の発言により、審議に入り次のとおり意見がなされた。
 - ・ 学生には、全体を集約(個人名をふせたもの)したものを配布する。
 - ・ 原案(まとめを付けたもの)を教員に配布する。(名前があるもの)
 - ・ 委員長から、教育に還元されたかどうかの検証をどのようにするか、審議願いたい旨、発言があり、審議入り次のとおり意見がなされた。
 - ・ 次回のアンケート調査を実施するとすれば問題点を洗い出す必要があるのではないか。
 - ・ 前回と今回の結果を対比する必要があるのではないか。
 - ・ 改善点の多い事項について検証する必要があるのではないか。(全体像、分析結果を踏まえて学生に問う)
 - ・ アンケート(各委員から出てきた事項に基づき)改善事項(意見が多い)の目標を定める。
 - ・ 委員長から、重点項目(実施項目)を教員会議で報告する旨、発言があった。

出典：平成17年度第1回教育内容検討委員会議事概要

観点 2 - 2 - : 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

(観点到係る状況)

一般科目と専門科目を総合教育科と学科とで範囲を分けて教授しており、組織や制度で教員間の連携が行われた経緯はない。教育課程全般にわたる大切な課題は、教務主事及び教務委員会が中心になって、各学科長・総合教育科長等と検討し連携を図っている。例として、練習船利用研修(資料 2 - 2 - - 1)、数学における一般科目及び専門科目教員間の連携(資料 2 - 2 - - 2)、四国地区共通試験の補習授業(資料 2 - 2 - - 3)等がある。また、図書館長が中心になって実施している教員研究懇談会は、平成 17 年度で 42 回の開催を重ね、この間、教員の F D や研究などの発表を行い、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携を深めている。(資料 2 - 2 - - 4)。

(分析結果とその根拠理由)

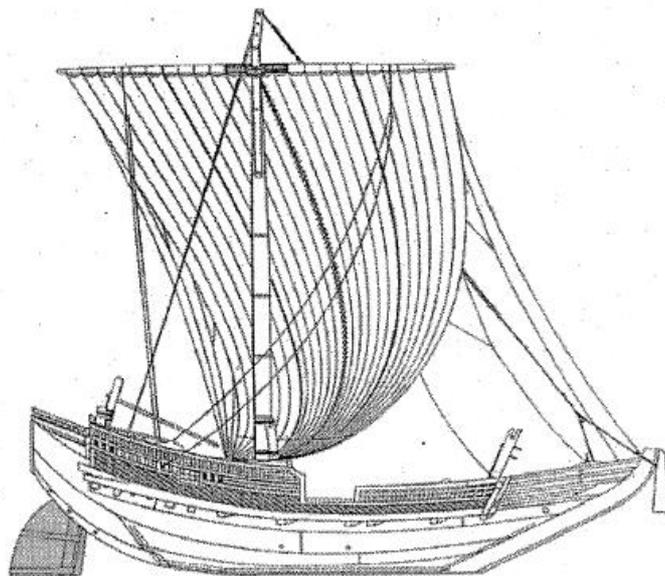
教員組織検討委員会を設置して、組織としての体制を整える緒についたところである。

しかし、実務面では一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携を、教務主事や教務委員会を中心に対応しており、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているといえる。

資料 2 - 2 - - 1

平成 17 年度

弓削丸利用説明資料



期 日 平成 17 年 6 月 10 日 (金)

場 所 練習船 弓 削 丸

出典：弓削丸利用説明資料（平成 17 年度）

資料 2 - 2 - - 2

専門科目との連携表(商船学科)

専門科目との連携表(電子機械工学科)

学年	科目	1年		2年		3年			4年
		数学1	数学2	数学1	数学2	数学1	数特	応数1	応数2
1年	情報処理1								
	航海学概論								
	機関学概論								
	漕艇・通信								
2年	基礎力学	●	●						
	情報処理2								
	電磁気学	●	●						
	船舶工学1	●	●						
	海事法規1								
	図学								
	機械工作法								
3年	材料力学1	●	●						
	熱力学1	●	●						
	水力学	●	●	●					
	電気回路	●	●						
	電気機器1	●	●	●					
	計測工学1	●	●		●				
	制御工学1	●	●						
	船舶工学2	●	●	●					
	船舶安全工学1								
	海事法規2								
	内燃機関学1								
4年	電子工学1	●	●						
	計測工学2	●	●						
	船舶安全工学2								
	航海学1	●	●						●
	航海計測学	●	●	●		●			
	天文測位学	●	●	●		●			
	電波測位学								
	操船学								
	船体運動力学	●	●	●		●			
	載貨論	●	●						
	運送管理学1	●	●						
	海上交通法1								
	海事法規3								
	海洋気象学								
	専門英語1								
	海運経済論	●	●						
	材料力学2	●	●						
熱力学2	●	●							
材料学1									
電気機器2	●	●	●		●				
制御工学2	●	●	●		●				
内燃機関学2	●	●							
蒸気工学2	●	●							
蒸気工学3	●	●							
設計製図									
水力機械学	●	●	●		●				
冷熱工学	●	●	●		●				
潤滑工学									
推進論	●	●							
5年	航海学2	●	●		●				●
	運送管理学2	●	●						
	海上交通法2								
	海上交通工学								
	海運論								
	海洋環境論								
	専門英語2								
	航海学演習	●	●	●		●			
	商船学セミナー								
	材料学2								
	電気機器3	●	●	●		●			●
	電子工学2	●	●	●		●			
	内燃機関学3	●	●						
	油圧工学	●	●	●		●			
機関学演習	●	●	●		●				

学年	科目	1年		2年		3年			4年	5年
		数学1	数学2	数学1	数学2	数学1	数特	応数1	応数2	
1年	基礎機械制御工学	●	●							
	設計製図1	●	●							
	電子計算機1	●	●							
	工作実習1	●	●							
2年	工業力学	●	●							
	設計製図2	●	●							
	計測工学1	●	●							
	シーケンス制御	●	●							
	電磁気学	●	●	●						
	電子計算機2	●	●							
	工作実習2	●	●							
3年	情報処理	●	●					●	●	
	材料力学1	●	●	●				●	●	
	材料学	●	●							
	機械工作法	●	●							
	設計製図3	●	●	●		●				
	計測工学2	●	●		●					
	電気回路	●	●	●		●		●		
	電子工学	●	●	●		●		●		
工作実習3	●	●								
4年	応用物理1	●	●	●		●	●	●		
	機構学	●	●	●	●	●		●		
	材料力学2	●	●	●		●		●		
	流体力学	●	●	●		●		●		
	熱力学									
	設計製図4	●	●		●	●		●		
	制御工学	●	●	●		●		●		
	電子回路	●	●	●		●		●		
	工学実験1	●	●	●		●		●		
	情報処理特論	●	●	●		●		●		
	振動工学	●	●	●		●		●		
	表面工学	●	●	●		●		●		
	工作機械									
	電気電子機器	●	●			●	●	●		
特別講義1								●		
特別講義2	●	●	●		●		●			
5年	応用物理2	●	●	●		●	●	●		
	設計製図5	●	●			●		●		
	計算機制御	●	●							
	工学実験2	●	●	●		●		●		
	数値解析	●	●					●	●	
	エネルギー工学	●	●	●		●		●		
	デジタル制御工学	●	●					●	●	
	制御工学特論	●	●	●		●	●	●		
	システム工学	●	●							
	ロボット工学			●		●		●		
	パワーエレクトロニクス	●	●	●		●	●	●		
	電子回路特論	●	●	●		●		●		
	特別講義3								●	
	特別講義4								●	

専門科目との連携表(情報工学科)

学年		1年	2年	3年	4年	5年
科目		数学1 数学2	数学1 数学2	数学1 数特	応数1	応数2
1年	情報工学概論	●	●			
	情報処理1	●	●			
	情報工学実験1	●	●			
2年	電磁気学1	●	●	●		
	電子計算機	●	●	●		
	情報処理2	●	●			
	製図・CAD			●		
	情報工学実験2	●	●	●		
	セミナー1			●		
3年	電気工学	●	●	●	●	
	電子工学	●	●			
	情報理論			●		
	論理回路	●	●			
	通信工学	●	●			
	情報処理3	●	●			
	アルゴリズム			●	●	
	システム工学1	●	●	●		
	情報工学実験3			●	●	
	セミナー2				●	●
4年	応用物理	●	●	●	●	●
	科学技術英語					●
	電子回路	●	●	●		●
	データ・ベース	●	●		●	
	オペレーティング・システム					●
	システムインターフェイス					●
	オペレーションズ・リサーチ	●	●	●		●
	数値解析	●	●		●	●
	計測工学	●	●	●	●	●
	制御工学	●	●	●	●	●
	情報工学実験4	●	●		●	●
	セミナー3	●	●	●		●
	画像処理1	●	●	●	●	●
	コンパイラ	●	●			●
プログラミング特論	●	●			●	
5年	海事工学					●
	画像処理2	●	●	●	●	●
	人工知能			●		●
	マルチメディア	●	●	●	●	●
	制御工学特論	●	●	●	●	●
	電磁気学2	●	●	●	●	●
	システム工学2	●	●	●		●
	オペレーションズ・リサーチ	●	●	●	●	●
	情報機器	●	●	●		●
	機械工学	●	●		●	●
	プラント工学	●	●	●	●	●
環境工学	●	●	●	●	●	
海事工学演習					●	
特別講義					●	

出典：総合教育科

資料 2 - 2 - - 3

友田教務主事殿

山尾徳雄

3年生の補習について

平成17年11月16日

1、分担計画

成績上位の学生については、数学、英語の先生がまとめて指導し、成績下位の学生について少人数をその他の教員で分け持つ。

後者の個別型指導については、各学科の先生にお願いするのですが、総合教育科教員もこれに協力します。

個別型指導対象学生の中で、比較的点数が高い学生の場合は、1教員当たりの人数を多く、低い学生については少なくすることが有効かと思えます。

その観点から見ますと（現在英語の成績をもらっております）、電子機械工学科については、個別型指導対象者が15名、内、20点台が7名です。

商船学科は、個別型指導対象者13名、内、20点台6名ですが、教員数が多いので対応可能かと思えます。

情報工学科は、個別型指導対象者14名、内、20点台2名です。

総合教育科教員は主に電子機械工学科の学生の指導の手伝いということになろうかと思えます。

原案ですが、総合教育科教員の内、理科の先生は数学、その他の先生は英語担当でどうかと考えております。

2、補習の時間帯と補習回数

数学、英語とも週1回、8限目、まだ曜日は現在未確定。

ただ、担当学生が決まりますと、教員と学生の相談で、曜日は変更してもよいかと思っております。

後期中間試験期間を除きますと年内2回、共通試験日が決まっていますが、1月に何回かということになると思えます。

3、その他

数学の補習についても英語に準じる。

なお、ラグビー部については11月23日までは試合のための練習を優先したいと思います。

以下は、総合教育科教員に当てたものです。

（ご多忙であることはよく承知しておりますが、社会状況の変化に対応せざるを得ない時期に来ているのではないかと思います。よろしく申し上げます。）

出典：教務主事

資料 2 - 2 - - 4

平成 17 年 11 月 日

教 職 員 各 位

図 書 館 長

第 41 回教員研究懇談会の開催について

このことについて、今回は、情報工学科の長尾和彦先生、及び商船学科の野々山和宏先生により下記のとおり行います。

多数ご出席下さいますよう、ご協力願います。

記

1. 日 時 平成 17 年 12 月 6 日 (火) 13:30～15:30
2. 場 所 弓削商船高等専門学校アセンブリホール
3. 演題及び講演者

「プログラミングコンテストを通じた創造性教育の実践」

長尾 和彦

「経済学の体系と国土計画研究について」

野々山 和宏

(担 当)

庶務課図書係 東

内 線 4608

出典：第 41 回教員研究懇談会開催通知

観点 2 - 2 - : 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

(観点に係る状況)

本校は教育活動支援の最も重要な位置づけとして学級担任を重視している。学級担任は学級担任委員会、厚生補導委員会の委員に指名するなどして、学生に関する情報が周知できるように努めている。また、学級担任の手引きを配布して、担任業務や 3 主事及び学科長等の学級担任への協力を明記している(資料 2 - 2 - - 1)。

課外活動の中心になるクラブ活動は、全教員が文科系と体育系のいずれかの顧問に配置され、その活動及び指導が円滑に実施されるように配慮している(資料 2 - 2 - - 2)。

全学科で取り入れている練習船実習には、正規の乗組員の他、商船学科教員及び非常勤乗組員を配置し、本校で最も得意とする海洋教育に力を入れている(資料 2 - 2 - - 3)。

事務部では、学生課を中心に、教育活動全般の支援に加えて、校内練習船実習(5 名)、実験実習(6 名)、海洋実習(3 名)、情報処理演習(1 名)等の授業の支援を実施している。

(分析結果とその根拠理由)

教育活動を円滑に実施するため、学級担任制度の活用、課外活動の円滑な実施、練習船教育の充実などの支援を行っている。また、事務部では、学生課を主体として、校内練習船実習、工作実習、情報処理演習等の授業の支援を実施している。

以上のことから、教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているといえる。

資料 2 - 2 - - 1

学級担任手引き

学級担任手引き



国立高等専門学校機構
弓削商船高等専門学校

本校の教育方針

- 1 自然科学および専門技術の基礎力を身につけ、高度化かつ多様化してゆく科学技術に柔軟に対応できる人材の育成
- 2 身の回りの諸現象、特に海をとりまく自然・文化・歴史に好奇心を抱き、多角的に考えたり調べたりできる、独創力のある人材の育成
- 3 日本および世界の文化や社会に関心を持ち、国際的視野でものがみられ、しかも人間として、技術者として高い倫理観をもった人材の育成

学科としての人材育成目標

- S 船員教育を基盤にした海事総合科学を身につけた技術者の育成
- M ものづくりのできる実践的な技術者—計画・設計から生産・保守運用までできる技術者—の育成
- I 情報リテラシー、情報工学の知識に加え、問題分析、解決能力を備えたシステム技術者の育成
- G 幅広い視野に立った総合的な判断力、斬新な創造力を備えた実践的技術者養成のための基礎的能力の涵養と教養の育成を目指す
- 専 実際のシステムの運用・管理や開発能力、「ものづくり」に必要な基礎理論の応用力を身につけた技術者の育成

出典：学級担任の手引き

資料 2 - 2 - - 2

平成 18 年度クラブ・同好会顧問等名簿

平成 18 年 4 月 1 日現在

部 局	顧 問 教 員	学 生 代 表
1. 総 局	上岡	
2. 体 育 局	益崎・水崎	
陸 上 部	※ 村上(知)・友田・高尾	※
男子バレー部	※ 秋葉・瀬濤	※
女子バレー部	※ 中家・峯脇	※
ソフトテニス部	※ 久保・勘久保・加藤	※
卓 球 部	※ 藤井(清)・大石・坂内	※
サ ッ カ ー 部	※ 永本・堀口	※
男子バスケット部	※ 水崎・徳田	※
女子バスケット部	※ 多田(光)・松下・藤井温	※
柔 道 部	※ 葛目・松永	※
剣 道 部	※ 田房・山尾・岡本	※
野 球 部	※ 中山・多田(勝) 児玉・伊藤(芳)	※ ※
水 泳 部	※ 藤本・石橋	※
テ ニ ス 部	※ 濱中・益崎・鶴	※
ラ ク ビ ー 部	※ 中・渡部・伊藤(武)・上岡	※
カ ッ タ ー 部	※ 高岡・豊田・柳沢	※
ヨ ッ ト 部	※ 二村・野々山・高木・土井	※
バドミントン部	※ 岩本・上江・田原	※
3. 文 化 局	田原・猪川	
学 芸 部	※ 多田(光)	※
美 術 部	※ 塚本	※
茶 道 部	※ 勘久保	※
吹 奏 楽 部	※ 日下・土井・峯脇	※
軽 音 楽 部	※ 伊藤(芳)・伊藤(武)	※
写 真 部	※ 田原	※
無 線 部	※ 田頭	※
書 道 部	※ 猪川	※
マイコン部	※ 長尾・徳田	※
ロボット製作部	※ 中山・瀬濤・田頭	※
天文・気象部	※ 二村	※
将 棋 部	※ 神谷・土井	※
囲 碁 部	※ 多田(光)・児玉	※
ソーラーボート部	※ 松下・塚本	※
4. 同 好 会		
ゴ ル フ	※	※
イラスト・漫画	※ 藤本	※
マリンスポーツ	※ 田房	※
フィッシング	※	※
異文化交流	※	※
I T 研 究 会	※ 塚本・田房	※
フットサル	※	※

※印は代表顧問(学生は主将)

出典：平成 18 年度クラブ・同好会等顧問名簿

平成17年度第2回クラブ顧問会議議事概要

日 時	平成17年6月27日(月) 16:22~17:05
場 所	第1会議室
出席者	26名(別紙のとおり)
議 題	1. 平成17年9月卒業予定者の体育・文化功労賞について 2. クラブ活動時間について 3. その他

議 事

1. 平成17年9月卒業予定者の体育・文化功労賞について

学生主事から、議題資料1に基づき、各クラブ顧問から推薦のあった平成17年9月卒業予定者(商船学科)の体育功労賞(文化功労賞の候補者なし)の候補者11名について説明があり、審議した結果、全員を厚生補導委員会に推薦することで了承された。また、卒業式における受賞者代表は、「早柏 ちひろ」を推薦することとなった。

2. クラブ活動時間について

学生主事から、クラブ活動時間について、遅くまで練習している場合の学生の事故に対する対応、顧問教員の指導時間及び学寮の日課など生活面等について説明があり、審議した結果、原則として20時を限度とすることとし、20時を超える特殊なクラブについては顧問教員が指導することで了承された。また、ロボットコンテストに出場するための活動時間についても、計画的に実施し、遅くならないように協力依頼があった。

なお、クラブ活動施設は、クラブ単位で使用することとし、クラブ以外のグループでの使用は、顧問教員等の指導者もいないことから使用させないこととなった。

活動時間が20時を超えるクラブ

- 天文・気象部 天体観測等は早い時間では実施できない。
- 茶道部(週1回) 運動クラブと掛け持ちの学生もいるため、2部制で活動している。 通学生 16:30~18:00
寮生 19:30~21:00

3. その他

(1) 学外者によるクラブ指導謝金について

学生主事から、4月25日(月)開催の本会議で予算化を要望することとしていたクラブ指導謝金について、会計課と折衝をしたが、現状の予算では配分できない状況であり、学生指導関係経費の追加予算があれば検討したいとのことである旨の報告があった。

出典：平成17年度第2回クラブ顧問会議議事概要

(2) 事務系職員の副顧問制について

学生主事から、4月25日（月）開催の本会議で要望することとしていた事務系職員の副顧問制について、事務部で検討した結果、事務系職員等の学生指導業務命令は困難であり、業務担当係の行う大会運営業務補助として、学校行事の大会で地区大会以上の大会に限り認める旨の報告があった。

(3) クラブ活動中の事故における救急救命対策について

学生主事から、昨年、四国地区の高専で野球部の学生が死亡した事故があり、各高専では、心停止した状態で救急車がくるまでの救急救命措置として、半自動除細動器が整備されてきている。本校においても学生の生命に関わることから、予算化して2台購入する予定であり、購入後は取扱要領も兼ねて、上島町消防本部に依頼し救急救命講習会を開催する予定である旨の報告があった。

(4) 後援会総会等に伴う体育館使用について

学生主事から、7月3日（日）に第2体育館において後援会総会及び前期保護者全体懇談会が開催される予定であり、会場設営の7月1日（金）から3日（日）まで第2体育館が使用できないので、四国地区体育大会目前ではあるが、その間の第2体育館使用クラブに対し協力依頼があった。

(5) 壮行会について

学生主事から、7月14日（木）に全校集会及び壮行会等があるが、当日は第2体育館で全校集会後に、夏季休業中における学生生活に関する講演会を実施予定であり、講演会終了後に壮行会を行う計画である旨の報告があった。

(6) 学生会予算について

顧問教員から、学生会予算について、本年度から各クラブの部費が見直しされ旅費に充当できないこととされているが、「はまかぜ」を利用した場合の燃料費は支出してはいけないかとの質疑があった。これに対し学生主事から、練習試合は個人負担であることの確認がされ、「はまかぜ」の燃料費については学生会に相談する旨の発言があった。また、予算に関連し、体育・文化活動後援会における各種全国大会等の学生旅費補助は減額しないように依頼があり、学生主事から本年度については従来どおりの補助とする旨の回答があった。

以上

出典：平成17年度第2回クラブ顧問会議議事概要

資料 2 - 2 - - 3

氏 名 (ふりがな)	異 動 内 容	備 考
現 職		
	技術補佐員（弓削商船高等専門学校学生課実験実習第一係 練習船弓削丸二等航海士）に採用する 雇用期間は平成17年4月28日までとする 1時間1,464円を給する	
個人番号 6 8 4 0 0 8 5 1		
	技術補佐員（弓削商船高等専門学校学生課実験実習第一係 練習船弓削丸二等機関士）に採用する 雇用期間は平成17年4月28日までとする 1時間1,464円を給する	
個人番号 6 8 4 0 0 8 6 1		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">以下余白</div>	

出典：庶務課

職員採用公募要領

下記により職員を公募いたします。

記

1. 職種・人員 航海士・機関士 各1名
2. 勤務場所 弓削商船高等専門学校練習船「弓削丸」(240トン)
3. 勤務内容 航海士 甲板部航海当直業務, 航海実習補助業務, その他
機関士 機関部航海当直業務, 航海実習補助業務, その他
4. 勤務時間 1日8時間
勤務日数 商船学科学生の泊を伴う航海実習時(平成17年度実績で30日程度)
その他必要と認める航海
5. 給 与 経験年数に応じて, 1時間あたり900円程度から1,400円程度の給与を支給(時給制)
6. 応募資格 次のいずれにも該当する者
1) 年齢が60歳程度までの者
2) 航海当直業務の経験を有する者
3) 海技士(航海士は航海, 機関士は機関)三級以上の免許を取得している者が望ましい
7. 採用予定日 平成18年6月13日
8. 選考方法 書類選考, 面接試験
平成18年3月中旬実施予定
(試験日時は, 後日通知します。なお, 試験の際の旅費等は自己負担となります。)
9. 応募書類 1) 履歴書(市販のもので可。写真添付のこと。)
2) 職務に関連する資格・免許等の写し
10. 応募締切 平成18年3月10日(金)(必着)
11. 書類提出先 〒794-2593 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削1000番地
及び 弓削商船高等専門学校 庶務課人事係
問合せ先 電話 (0897) 77-4607
(※応募書類は, 封筒の表に「航海士(若しくは機関士)応募書類在中」と
朱書きのうえ, 簡易書留で郵送すること。)

出典：職員採用公募要領(平成18年3月)

(2) 優れた点及び改善する点

(優れた点)

(改善する点)

(3) 基準2の自己評価の概要

学科の構成及び内容は、教育方針を踏まえて、地域のニーズに応えることができる海事関連学科と、ものづくりを基盤にした工業系学科の2学科でバランスよく構成されている。

専攻科は、基礎となる学科の上積み課程であることを踏まえて構築されており、教育の目的と本校の教育方針に適合している。

校内練習船、情報処理教育センターの教育支援施設は、授業（講義、実習、演習、卒業研究）で使用されるばかりでなく、地域との連携、共同研究などにも活用され、本校の教育を遂行するために不可欠の施設となっている。

教育課程全体についての企画調整・運営・検討は、運営委員会を中心にして、教務委員会、厚生補導委員会、寮務委員会、専攻科委員会の各種委員会と連携して、係る事項に対して柔軟に対応している。

一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携は、教務主事や教務委員会を中心に対応しており、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているといえる。

教育活動を円滑に実施するため、学級担任制度の活用、課外活動の円滑な実施、練習船教育の充実などの支援を行っている。また、事務部では、学生課を主体として、校内練習船実習、工作実習、情報処理演習等の授業の支援を実施している。